

『今治市技術開発・販路開拓事業費補助金』よくあるご質問

令和6年10月1日版

番号	分類	質問	回答
1	申請全般	申請期間はいつまでですか。	研究開発枠: 令和6年9月30日(月)まで 令和6年10月31日(木)まで イノベーション推進枠: 令和6年9月30日(月)まで 令和6年10月31日(木)まで ※期間延長しました。
2	申請全般	申請書類はどこで入手できますか。	今治市役所産業振興課のホームページからダウンロードできます。 URL: https://www.city.imabari.ehime.jp/sangyou/hojo/003/
3	申請全般	申請書類の提出先はどこですか。	今治市役所産業振興課にご提出ください。 郵送で提出する場合の宛先は、募集要領 P1 又は P7 をご確認ください。
4	申請全般	申請書類等で押印が必要な箇所はありますか。	申請書類等には押印の必要がありません。ただし、補助対象経費に係る見積書の写しにつきましては、購入予定先の押印があるものをご提出ください。
5	申請全般	補助金の申請から交付までの流れを教えてください。	申請→審査(※)→交付決定→補助対象事業実施→実績報告→補助金交付 ※審査については、研究開発枠は書類審査を、イノベーション推進枠は書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施します。
6	申請全般	早く申請した方がよいですか。	研究開発枠については、予算の上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合がございます(先着順)。申請に必要な書類が備わったものから順に受付を行いますので、書類の不備等があった場合は受付が認められませんので、ご注意ください。 なお、イノベーション推進枠については、期間内に申請があった申込者全員を対象としたプレゼンテーション審査を実施いたしますので、先着順ではありません。
7	申請全般	(イノベーション推進枠について) プレゼンテーションの審査方法について教えてください。	プレゼンテーションを約 10 分間実施し、終了後、約 10 分間の審査委員による質疑応答時間を設ける予定です。
8	申請書類	見積書はアマゾンや楽天市場などの通販サイトのページを印刷したもので可能ですか。(物品等購入費)。	セールや在庫状況等により、申請後に金額が変動する可能性があり、有効期限が明確でないため、当該金額が確認できた場合でも不可とします。
9	申請書類	市税完納証明書について、いつ時点で取得したもので可能ですか。	本補助金を申請するにあたり、市税の滞納がないことを条件としておりますので、申請日より直近1ヶ月以内に取得した完納証明書のご提出をお願いいたします。

『今治市技術開発・販路開拓事業費補助金』よくあるご質問

令和6年10月1日版

10	交付対象者	どのような事業者が補助対象者となりますか。	<p>【対象となりうる者】</p> <p>市内に事業所を有する、法人・個人事業主であり、以下の①～③に該当しない者</p> <p>①今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者</p> <p>②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っている者</p> <p>③市税に未納がある者</p> <p>【対象者とならない者】</p> <p>医師、歯科医師、助産師、個人農林漁業者、協同組合等の組合、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等</p>
11	交付対象者	市外に本店があり、今治市内に営業所があります。本補助金を申請することはできますか。	<p>今治市に事業所を有しているもので、申請可能です。</p> <p>ただし、今治市に事業所を有していることを確認できる書類を添付してください。</p> <p>※法人市民税の納税証明書など</p>
12	交付対象事業【研究開発枠】	どういった経費が対象になりますか。	<p>デジタル技術を活用した新製品開発や、新サービス実用化に向けた技術開発・実証等に掛かる経費が対象となります。</p> <p>実施しようとしている事業が対象となり得るかどうかは、産業振興課まで直接お問い合わせください。</p>
13	交付対象事業【イノベーション推進枠】	どういった経費が対象になりますか。	<p>デジタル技術を活用した付加価値の高い革新的なサービス・新製品の開発・販路開拓等に要する経費が対象となります。</p> <p>実施しようとしている事業が対象となり得るかどうかは、産業振興課まで直接お問い合わせください。</p>
14	補助対象経費	汎用性のあるパソコン・タブレット等事務用機器は補助対象となりますか。	<p>パソコン、タブレット等、汎用性があり、主として目的外使用となり得る設備等は対象外です。</p> <p>詳しくは募集要領P.8を御覧ください。</p>

『今治市技術開発・販路開拓事業費補助金』よくあるご質問

令和6年10月1日版

15	補助対象経費	補助対象経費の支払い方法について、手形等は可能ですか。	募集要領 P5 のとおり、現金決済または、銀行振込みで行ってください。小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、カード決済は原則認められません。
----	--------	-----------------------------	---